

令和8年度 事業計画

1、基本方針

シルバー人材センター（以下、センターという）を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化が急速に進んでおり、加齢・病気等による就業会員の離脱や定年制延長に伴う会員候補の減少など、様々な課題を抱えている。

さらには、厳しい情勢・物価高騰により生活し難い状態が続いている中、運営面においても景気の動向を常に注視していかなければならない。

こうした中、令和8年度もセンターは「会員拡大」「就業先拡大」「会員満足」の3つの柱を軸に運営していく。

また、会員が働くことを通して、知識や技術・経験を生かせるよう就業の場を確保・提供することにより、「社会貢献」「社会参加」あるいは「生きがいの充実」「健康の維持・増進」に寄与し、活力ある社会づくりに貢献していく。

厳しい環境の中ではあるが、これからも地域に根ざしたセンターとして、会員・職員が一丸となって、基本理念である「自主・自立、共働・共助」を常に認識し、依頼者に寄り添った運営を図り、センターの存在意義を確かなものにしていく。

2、事業実施計画

(1) 会員拡大

- ① 会員募集ポスターの掲示や宣伝活動を継続的に実施していく。
- ② 女性会員拡大委員会（リボンの会）の活動をお願いし、特に人手不足分野・現役世代を支える分野での活躍が期待される女性会員数の拡大に努める。
- ③ 入会の働きかけを行うため、セミナーを伴う入会説明会を開催する。
- ④ 関係機関・団体との情報交換や連携強化により会員拡大を目指していく。

(2) 就業先拡大

- ① これまで主力として受注してきた、樹木剪定・冬囲いが人口減少や会員の高齢化により受注件数が年々減少傾向にある。会員の就業希望分野の把握に努め、新しい分野の就業開拓をしていく。
- ② 温暖少雪の気象条件が続く環境下の中で、冬場の就業開拓・確保に焦点をあて、攻めの活動を展開していく。
- ③ 人手不足分野・現役世代を支える分野での就業拡大に向けて、広報宣伝活動・企業訪問を継続し、新規就業開拓に努める。

(3) 会員満足

講習会・健康に特化した教室などの開催、また、シルバー感謝祭やいきいき交流会など会員交流の場を設け、就業だけでなく会員の居場所としての機能をはたす。さらには、ボランティア活動やサークル活動等、就業以外の分野でも永く活躍できる環境を整備し、会員の満足度向上を目指す。

(4) 安全就業の徹底

「安全はすべてに優先する」という言葉通り、センターの活動は安全就業が大前提である。事故による負傷は、会員のみならずご家族の生活にも重大な影響を与える。安全・適正就業委員会をはじめとする、作業現場巡回や事故防止啓発を継続していく。会員個人の十分な認識と、安全措置を講じることを基本とし、会員相互の安全チェックなど組織的な防衛も機能させることが必要である。

安全・適正就業委員会の活動、職員の作業現場巡回、講習会を通し、事故ゼロを目標とした取り組みを行う。

(5) デジタル推進の取組み

センターでは会員専用サイトがあり、会員所有のスマートフォンを使って、会報・イベント情報・就業情報・配分金明細書等の情報配信をしている。利用率3割の状況で普及とは至っていないが、今後も就業情報・イベント情報・会報等の発信を継続していく。また年に数回スマートフォン教室を開催し、会員のスキル向上に取り組む。

3. 事業目標

令和8年度事業計画に基づき、次の事業目標を定め、会員、役職員一丸となり目標達成に向けて取り組んでまいります。

項目	令和8年度計画	令和7年度計画
会員数	260人	250人
請負契約金額	75,000,000円	73,335,000円
派遣契約金額	5,500,000円	4,500,000円
請負延人数	13,500人	13,000人
派遣延人数	1,200人	1,000人

4. 活動計画

令和8年度の主な活動計画は以下の通りです。また、計画に無い講習会やイベントも企画・立案していきますので、会員の皆様のご協力とご参加をお願い致します。

日 程	内 容
5月13日	道シ連主催 刈払機取扱作業安全衛生講習
5月中～下旬	農業体験学習田植えボランティア（小学生・保育園・幼稚園）
5月26日	令和8年度 定時総会
5月30日	東明公園樹木剪定ボランティア（10月も開催予定）
6月中旬	スマートフォン教室（年4回開催予定）
6月23日	市庁舎前剪定ボランティア
6月24日	道シ連主催 片付けセミナー・入会説明会
6月25日	遊縁通草刈ボランティア（8月下旬も開催予定）
7月29日	道シ連主催 剪定技能講習
9月中～下旬	農業体験学習稲刈りボランティア（小学生・保育園・幼稚園）
9月18日	シルバー感謝祭
10月2日	冬囲い講習会
10月上旬	東明公園樹木剪定ボランティア（2回目）
11月下旬	健康管理講習会
2月中旬	いきいき交流会

※状況によりましては変更になる場合もございます。

※ 契約方式の見直しに係る事業

(1) 受託事業

請負・委任契約によりセンターと発注者の間で契約を結び、その受託事業収益から会員へ配分金を支払う従来の契約方式。予算上は、公共・民間企業・一般家庭草刈事業を計上しています。

(2) 包括的契約に係る事業

本年度から、発注者及び会員から理解を得ることができた業務委託について、包括的契約により契約を行います。令和8年度の計画は以下の通りです。

包括的契約に係る会員業務委託料及びセンター業務委託料 （単位：円）

項 目	当 年 度
包括的契約に係る業務委託料	11,400,000
会員業務委託料	9,940,000
材料費等	260,000
センター業務委託料	1,200,000